



バーゼル条約附属書改正と バーゼル法・廃棄物処理法の施行について

令和6年度バーゼル法等説明会

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課



1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正 (e-waste改正)

2. e-waste改正に伴う範囲省令の改正

3. バーゼル法該非判断基準

4. その他参考情報

- ・不適正な輸出の未遂事例
- ・令和6年度における嚴重注意指導案件

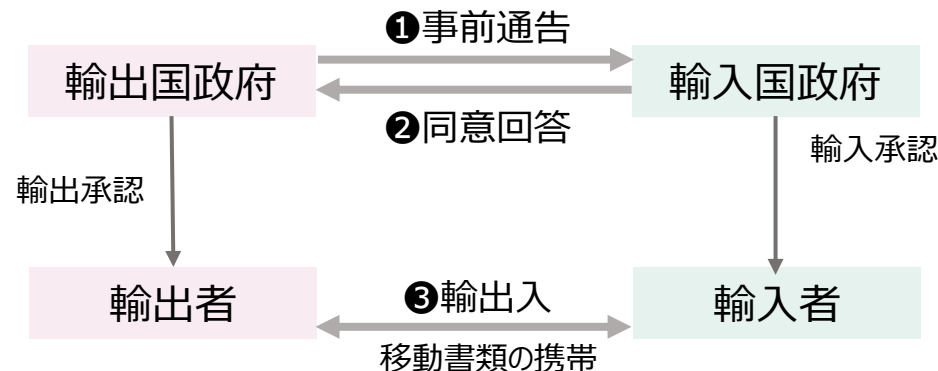
5. 今後の予定

バーゼル条約について

- 正式名称： **有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約**
- 概要： 有害廃棄物の輸出入を規制
- 成立： 1989年バーゼル（スイス）で採択、1992年発効
- 経緯： 1980年代、先進国から環境規制の緩い途上国への有害廃棄物の不適正輸出が多発
- 締約国： 189か国1機関及び1地域（2024年12月現在）
 - 有害廃棄物の国内処理の原則・越境移動の最小化

（注：OECD国間の取り決めに基づく有害廃棄物のリサイクル目的の輸出入においては、本原則は掲げられていない。）

 - 輸出に先立つ**事前通告・同意取得**の義務
 - 移動書類の携帯（移動開始から処分まで）
 - 不法取引が行われた際の輸出者の国内引き取り義務（再輸入、処分等）**



バーゼル条約COP15におけるe-wasteにかかる附属書改正

- 2022年6月に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）において、**電気・電子機器廃棄物（e-waste）**に関して、条約附属書Ⅱ、Ⅷ、Ⅸの改正が決定。改正附属書は**2025年(令和7年)1月1日から発効**。

附属書の種類	条約附属書Ⅷ	条約附属書Ⅱ	条約附属書Ⅸ
	有害な廃棄物のリスト	特別な考慮を要する 非有害な廃棄物のリスト	非有害な廃棄物のリスト
主な改正内容	従来A1180として規制されていた有害なe-wasteについて、どのような性状・形状のe-wasteが対象になるのか（①機器、②部品、③破砕物）を明確化するA1181を新設。	- 従来規制対象外となっていた非有害なe-wasteを、Y49として本附属書に追加。 - 併せて、どのような性状・形状のe-wasteが対象になるのか（①機器、②部品、③破砕物）を明確化。	既存のe-wasteに関連する規定（B1110とB4030）を削除。
規制対象  規制対象外  有害・非有害に関わらず全てのe-wasteが規制対象となる。			

e-waste改正 新エントリーの構造

- 併せて同条約の対象となるe-wasteの規定方法の見直しが行われ、どのような性状・形状（**機器、部品、破碎物**）のe-wasteが条約の規制対象となるのが明確化された。

条約附属書Ⅷ

規制対象となる 有害な廃棄物のリスト

既存のA1180を明確化し、**A1181**を新設

① 機器

- a) 鉛、カドミウム等を含む有害な機器
- b) 有害な部品（ブラウン管ガラス、水銀製品、PCB、基板、ディスプレイ等）を含む機器

② 部品

有害な部品

③ 破碎物

上記機器本体や部品を処理した際に発生する有害な破碎物・分解物等



条約附属書Ⅱ

規制対象となる **非有害**な廃棄物のリスト

Y49を新設

① 機器

- a) **非有害な**機器
- b) **有害な部品を含まない**機器

② 部品

非有害な部品

③ 破碎物

上記機器本体や部品を処理した際に発生する**非有害な**破碎物・分解物等

e-waste改正 附属書Ⅷ 有害なe-wasteの明確化



- 既存のA1180を明確化し、A1181を新設

A1180（既存エントリ）

電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくず（注2）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサーを構成物として含むもの又は附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されているもの（B表の関連項目B1110参照）（注3）

注2 この項目には、発電所から生ずる部品のくずは含まない。

注3 PCBについては濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの

A1181（新エントリ）※暫定訳

電気及び電子廃棄物（附属書ⅡのY49参照）（注4、注5）

- 電気及び電子機器廃棄物
 - (a) 附属書Ⅲの特性を示す程度に、カドミウム、鉛、水銀、有機ハロゲン化合物、若しくは他の附属書Ⅰの成分を含み、又はそれらの成分によって汚染されている当該廃棄物、又は、
 - (b) 附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含む、又はそれらの成分によって汚染されている当該部品（次のいずれかの部品を含むが、これらに限定されない。）
 - A表に掲げる陰極線管ガラス
 - A表に掲げる電池
 - 水銀を含有するスイッチ、ランプ、蛍光灯又は表示機器のバックライト
 - PCBを含むコンデンサ
 - 石綿を含む部品
 - 特定の回路基板
 - 特定の表示機器
 - 臭素系難燃剤を含有する特定のプラスチック部品
- A表の他の項目に該当する場合を除き、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含み、又はそれらの成分によって汚染されている電気及び電子機器の廃部品
- 電気及び電子機器廃棄物又はそれらの廃部品の処理から生じる廃棄物（例えば、寸断又は破碎から生じる断片）で、A表の他の項目に該当する場合を除き、附属書Ⅲの特性を示す程度に、附属書Ⅰの成分を含み、又はそれらの成分によって汚染されているもの

注4 このY49の規定は、二千二十五年一月一日に効力を発効する。

注5 機器、部品、又は電気及び電子機器廃棄物又は電気及び電子機器廃棄物の部品の処理から生じる廃棄物中のPCB又はPBBについては濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの

* 原文（https://www.env.go.jp/recycle/yugai/conf/basel_r020610/r020610_07.pdf）6

e-waste改正 附属書IXと附属書II



- 附属書IXに規定される**B1110・B4030**を削除し、附属書IIに**Y49**を新設

削除となる既存エントリ B1110

B1110 電気部品及び電子部品

- 金属又は合金のみから成る電子部品
- 電気部品及び電子部品（印刷回路基盤を含む。）の廃棄物又はそのくず（注3）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されていないもの又は附属書Ⅲに掲げる特性のいずれも有しない程度にこれらを除去したもの（A表の関連項目A1180参照）
- 直接再利用（注4）を目的として再生利用又は最終処分（注5）を目的としない電気部品及び電子部品（印刷回路基盤、電子機器の構成物及び電線を含む。）

注3 この項目は、発電から生ずるくずを含まない。

注4 再利用には、修理、更新又は改良を含めることができるものとし、主要な再組立を含まない。

注5 一部の国においては、直接再利用を目的とする物は、廃棄物とみなされない。

削除となる既存エントリ B4030

B4030 使用済みのレンズ付きフィルムで、A表に掲げる電池を含まないもの

新設エントリ Y49 （※暫定訳）

電気及び電子廃棄物（注3、注4）

- 電気及び電子機器廃棄物
 - (a) 附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含まず、かつ、それらの成分によって汚染されていない当該廃棄物、並びに、
 - (b) 附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含まず、又はそれらの成分によって汚染されていない当該部品（例えば、特定の回路基板、特定の表示機器）
- 附属書Ⅱの他の項目又は附属書IXの項目に該当する場合を除き、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含まず、かつ、それらの成分によって汚染されていない電気及び電子機器の廃部品（例えば、特定の回路基板、特定の表示機器）
- 電気及び電子機器廃棄物又はそれらの廃部品の処理から生じる廃棄物（例えば、寸断又は破碎から生じる断片）で、附属書Ⅱの他の項目又は附属書IXの項目に該当する場合を除き、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含まず、かつ、それらの成分によって汚染されていないもの

注3 この規定は、二千二十五年一月一日に効力を発効する。

注4 附属書ⅢのA表の関連項目A1181参照

バーゼル条約e-waste改正を受けたOECDでの交渉について

- 適正なリサイクルを促進すべく、OECD加盟国間でのリサイクル目的の移動に関しては、バーゼル条約規制対象物の一部の手続きを適用除外としている。電子スクラップ（GC010・GC020）もその一例。
- 2022年のCOP15で有害性にかかわらず全てのe-wasteが条約の規制対象になったことを受けて、2024年5月、OECD理事会決定の下でのe-waste改正への対応が合意。**プリント基板を始めとする電子スクラップの規制はOECDで統一ルールを定めず、各国がそれぞれ決定することとなった。**
- 日本では電子スクラップ再資源化体制が確立され、環境面で高水準の処理を実施。OECD加盟国より多くを輸入し再資源化することで世界的な資源循環の構築に貢献。

e-waste



(出典：The Global e-waste Monitor 2020: Quantities, flows and the circular economy potential. UNU and UNITAR)

プリント配線基板



(出典：All Right Consultant & Development Co., Ltd.)

1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正 (e-waste改正)

2. e-waste改正に伴う範囲省令の改正

3. バーゼル法該非判断基準

4. その他参考情報

- ・不適正な輸出の未遂事例
- ・令和6年度における嚴重注意指導案件

5. 今後の予定

e-waste改正に伴う範囲省令の改正



- 既存のA1180を明確化し**A1181を新設**（規制対象となる有害な廃棄物のリスト）するのに伴い、「**特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（範囲省令）**」を以下のように改正する。

別表第四の一の項第十八号

既存項目 A1180

十八 電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）

改定 A1181

十八 **電気及び電子機器、電気及び電子機器の部品又はこれらのくず**であって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）

- 既存のe-wasteに関連する規定（B1110とB4030）の削除に伴い、別表第三の一の項第十二号（**B1110該当**）と別表第三の四の項第三号（**B4030該当**）を削除。
- バーゼル法第二条第一号ロにおいて、特定有害廃棄物の定義として「条約附属書Ⅱに掲げる物」を記載しているため、附属書Ⅱに新設するY49はここに含まれることから、**Y49の新設に伴う範囲省令の改正はなし。**

e-waste改正に伴う範囲省令の改正

別表第四の一の項第十八号

既存項目 A1180

十八 電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）

<共通項目（次に掲げる物）>

イ 第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ(PCBを含むものに限る。)を構成部品として含む物

ロ 別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの
ハ ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)

ニ 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫

ホ 電気洗濯機又は衣類乾燥機

ヘ テレビジョン受信機のうち、次に掲げる物

(1) プラズマ式のもの又は液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)

(2) ブラウン管式のもの

ト 電動ミシン

チ 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具

リ 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

ヌ ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具

ル 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具

ヲ フィルムカメラ

ワ 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具

カ ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機

械器具(二に掲げる物を除く。)

コ 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(八に掲げる物を除く。)

タ 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(ホに掲げる物を除く。)

レ 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具

ソ ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

ツ 電気マッサージ器

ネ ランニングマシンその他の運動用電気機械器具

ナ 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

ラ 蛍光灯器具その他の電気照明器具

ム 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具

ウ 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具

ヱ ラジオ受信機又はテレビジョン受信機(ヘに掲げる物を除く。)

ノ デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具

オ デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具

ク パーソナルコンピュータ

ヤ プリンターその他の印刷用電気機械器具

マ ディスプレイその他の表示用電気機械器具

改定 A1181

十八 電気及び電子機器、電気及び電子機器の部品又はこれらのくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）

ケ 電子書籍端末

フ 電子時計又は電気時計

コ 電子楽器又は電気楽器

エ ゲーム機その他の電子玩具又は電動式玩具

テ 給湯器

ア 配電盤



(参考) バーゼル法において規制対象となっている有害なe-waste

- 平成29年のバーゼル法改正を受けて、現行法令では、家電4品目 + 小電28品目 + 業務用機器（給湯器、配電盤、UPS、冷却用コンプレッサー）の下記のe-wasteを**有害なe-waste**として**すでに規制対象**としている。混合物の一部として含むものも対象。

バーゼル法において輸出入承認が必要な特定有害廃棄物等として明確化された 再使用できない電気・電子機器（規制対象36品目）

1. ユニット形エアコンディショナー（wind形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. ブラウン管式のもの
 - b. 液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）のもの及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機
5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
6. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具
7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2. のテレビジョン受信機を除く）
8. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具
9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
10. パーソナルコンピューター
11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
12. プリンターその他の印刷装置
13. ディスプレイその他の表示装置
14. 電子書籍端末
15. 電動ミシン
16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
18. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
19. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
20. フィルムカメラ
21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（3. の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）
22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1. のユニット型エアコンディショナーを除く）
23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（4. の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
26. 電気マッサージ器
27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
30. 電子時計及び電気時計
31. 電子楽器及び電気楽器
32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
33. 給湯器
34. 配電盤
35. 無停電電源装置（UPS）
36. 冷却用コンプレッサー（黒モーター）

1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正 (e-waste改正)

2. e-waste改正に伴う範囲省令の改正

3. バーゼル法該非判断基準

4. その他参考情報

- ・不適正な輸出の未遂事例
- ・令和6年度における嚴重注意指導案件

5. 今後の予定

機器と部品に関する有害性該非判断

- 有害なe-waste（A1181）は平成29年バーゼル法改正で既に規制対象となっているため、従来どおりの判断を継続。
- Y49の部品の範囲として、「附属書IIの他の項目又は附属書IXの項目に該当するものを除く」としている。そのため、Y46からY48に該当するものは、Y49には含まれない。また、**他の非有害な廃棄物（附属書IXのB表の廃棄物リスト）の項目の対象となっているものは含まれない。**

①機器と②部品

分解可能な最小単位で成分分析をした上で、
全ての部品において範囲省令に記載する有害物質を含まないことを証明したもの。

NO

A1181

有害なe-wasteに該当

YES

Y49

非有害なe-wasteに該当

規制対象

基板とディスプレイ機器（部品）

- 「基板」と「ディスプレイ機器」の部品については、改正附属書のA1181およびY49コードにおいて、「特定の (certain)」と示されているため、以下に詳細を示す。

基板（部品）



- 「金属のみから成る電気部品（GC010）」と「プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの（GC020）」については、リサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国がOECD加盟国の場合及び輸入の場合（輸入の相手国がOECD加盟国かどうかは問わない）は、事前通告・同意手続の**規制対象外**のまま。
- なお、**GC010**及び**GC020**の扱いについては、OECD加盟国間で異なるため留意が必要。各国の規制状況については、OECD事務局が2025年1月15日以降にとりまとめ公表する見込み。

ディスプレイ機器（部品）

- 「ディスプレイその他の表示用電気機械器具」としてすでに規制対象となっている。分解可能な最小単位で成分分析をした上で、全ての部品において範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないディスプレイについては、Y49に該当する。

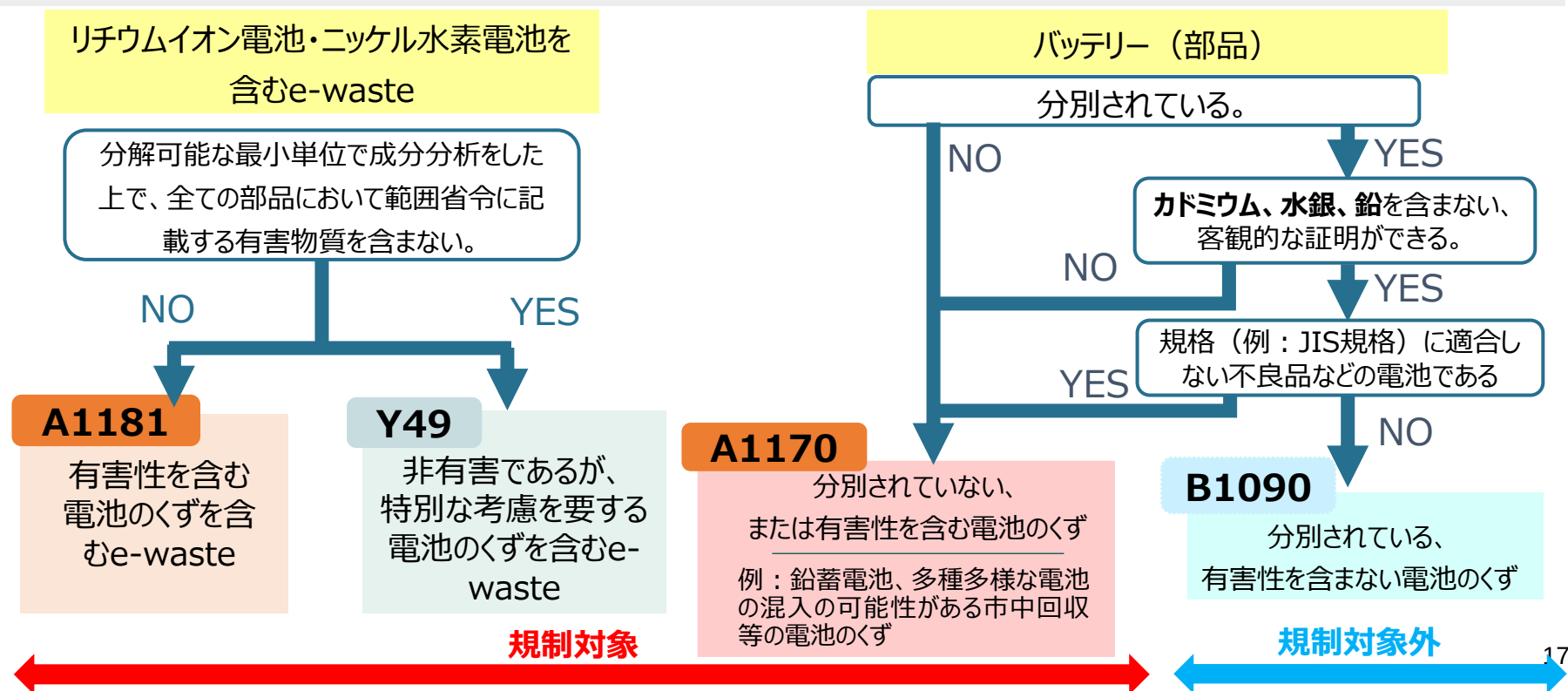
基板（破碎物）



- 「基板」の破碎物についても、部品の取扱いと同様である。
- 「**金属のみから成る電気部品（GC010）**」と「**プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの（GC020）**」については、リサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国がOECD加盟国の場合及び輸入の場合（輸入の相手国がOECD加盟国かどうかは問わない）は、事前通告・同意手続の**規制対象外**のまま。
- なお、**GC010**及び**GC020**の扱いについては、OECD加盟国間で異なるため留意が必要。各国の規制状況については、OECD事務局が2025年1月15日以降にとりまとめ公表する見込み。

バッテリー（部品）

- リチウムイオン電池やニッケル水素電池等を含むe-wasteで、範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないものをY49、含むものをA1181とする。
- 既存のバッテリー項目は、A1170とB1090がある。A1170は、分別されていない電池に加え、カドミウム、水銀、鉛の蓄電池。
- B1090にあたる別表第三の一の項第十号は「分別された電池（不良品であるものを除く。）のくず（別表第六第八号、第十一号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）」とあるため、これらの条件を満たせば、B1090となりY49には該当しない。



冷却用コンプレッサー（黒モーター）（部品）

冷却用コンプレッサー（黒モーター）（部品）



- これまで、冷却用コンプレッサーについては、範囲省令別表第四の三の項第二号に基づき、「当初に意図した使用に適しない鉱油又はこれを含む空気圧縮機（冷却装置を有するものに限る。）」の場合は**規制対象**とされ、**鉱油を抜いたものについては非有害な冷却用コンプレッサーとして規制対象外**となっていた。
- 今回の改正を受け、冷却用コンプレッサーは**鉱油を抜いた非有害な冷却用コンプレッサーについてもY49として規制対象に追加**。
- なお、冷却用コンプレッサーのうち、鉱油を抜いた後に切断し、モーターコアを取り出し分解したもので金属のくず（B1010）に該当するものは規制対象外とする。

A1181

有害なe-waste

鉱油が入った冷却用コンプレッサー

Y49

非有害なe-waste

鉱油が抜かれた冷却用コンプレッサー

B1010

金属のくず

鉱油を抜いた後に切断し、モーターコアを取り出し分解したもの

規制対象

規制対象外

トランス（部品）



- トランスについては、範囲省令別表第四の一の項第十八号イ、別表第四の三の項第十八号、別表第六の二十五の項八に基づき**規制対象**とされ、**鉱油を抜いたものについては非有害なトランスとして規制対象外**となっていた。
- 今回の改正を受け、トランスは**鉱油を抜いた非有害なトランス**についてもY49として**規制対象**に追加。

A1181

有害なe-waste

鉱油が入ったトランス

Y49

非有害なe-waste

鉱油が抜かれたトランス

B1010

金属のくず

鉱油が入ったトランスを取り出し分解したもの

規制対象

規制対象外

- 破砕物に**基板**が混入している場合、その基板に**有害物質**が含有されていないことを証明できなければ**A1181**、証明できた場合は**Y49**。ただし、**GC010**及び**GC020**に該当する**破砕した基板**については、リサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国がOECD加盟国の場合及び輸入の場合（輸入の相手国がOECD加盟国かどうかは問わない）は、**規制対象外**。
- なお、プラスチックの破砕物が多く混入する場合、当然プラスチック関連項目（Y48、A3210、B3011）に該当するかどうか判断する必要有。

- 使用済家電製品等を物理選別（磁力、風力、浮力）等の複数の機械選別工程を経て、一定程度均質な状態にまで整えられ、異物の混入が認められないスクラップの状態になれば、**B1010「次に掲げる金属のくず（金属状であって飛散性を有しないものに限る。）」に該当するものとして規制対象外**となる。
- シュレッダーにおいても、選別されて一定程度の均質な状態にまで調整されていれば**B1050「非鉄金属の混合物から成る重量片のくず（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）」として規制対象外**とする。
- 省令別表第六に掲げる有害物質を含む場合、有害な廃棄物として規制対象となる。ただし、GC020該当の物を除く。

A1181

または

Y49

雑品スクラップ



規制対象

B1050

メタルスクラップシュレッダー



B1010

メタルスクラップ



規制対象外

変更点のまとめ

以下の品目は、**2025年1月1日以降に規制対象**となる。

- **鉱油を抜いた冷却用コンプレッサー（黒モーター）** 及びトランス
- **リチウムイオン電池**や**ニッケル水素電池**を含む**e-waste**

以下の品目は、**基準に基づきバーゼル法の該非が判断される。**

- e-wasteを処理した際に発生する**破砕物**
- 基準：複数の機械選別工程及び手選別を経て、**一定程度の均質な状態**にまで調整されたかどうか。

1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正 (e-waste改正)

2. e-waste改正に伴う範囲省令の改正

3. バーゼル法該非判断基準

4. その他参考情報

- ・不適正な輸出の未遂事例
- ・令和6年度における嚴重注意指導案件

5. 今後の予定

事案概要

発生日：令和4年2月24日

発生港：大阪港

相手国：マレーシア

概要：

- 大阪府の輸出入業者Xの代表取締役らが通関業者Yの取締役らと共謀のうえ、廃電子基板、コンデンサ、汚れの付着及び金属等の異物を含み再生利用のための調製されていない廃プラスチック等を、品名をPE(ポリエチレン)として虚偽の輸出申告をし、マレーシアに不正に輸出しようとした。
- 今回摘発された「電子ごみ」がバーゼル法の規制対象であることについては、環境省の職員が税関の検査に立会い、確認済みである。
- 本件により、Xの代表取締役、Yの取締役ら5人が大阪府警に逮捕された。(令和4年10月18日)

このような不適正な輸出入を防止すべく、環境省は体制強化を進めると共に、引き続き税関等と協力して対処していく方針。

- 環境省が税関と協力して実施した過去の貨物確認・スクラップ検査立会等の様子



令和6年度における嚴重注意指導案件（令和6年9月まで）



＜嚴重注意指導案件＞

発生日	発生港	相手国	概要	該当法律
令和6年5月10日	横浜	ベトナム	分別されていないスクラップ（ミックスカラーのプラスチック）混入	バーゼル法
令和6年6月17日	横浜	マレーシア	巢鉛や基板を含むe-waste混入	バーゼル法
令和6年6月24日	横浜	タイ	分別されていないスクラップ（土が付着したプラスチック等）混入	バーゼル法
令和6年7月11日	横浜	タイ	分別されていないスクラップ（廃基板、被覆線）混入	バーゼル法
令和6年7月17日	横浜	タイ	黒モーターや分別されていないスクラップ（廃基板）混入	バーゼル法・廃掃法
令和6年8月6日	博多	マレーシア	分別されていないスクラップ（廃基板、プラスチック）混入	バーゼル法
令和6年9月4日	横浜	マレーシア	中古品とは見なせない使用済e-waste混入	バーゼル法

1. バーゼル条約におけるe-wasteにかかる附属書改正 (e-waste改正)

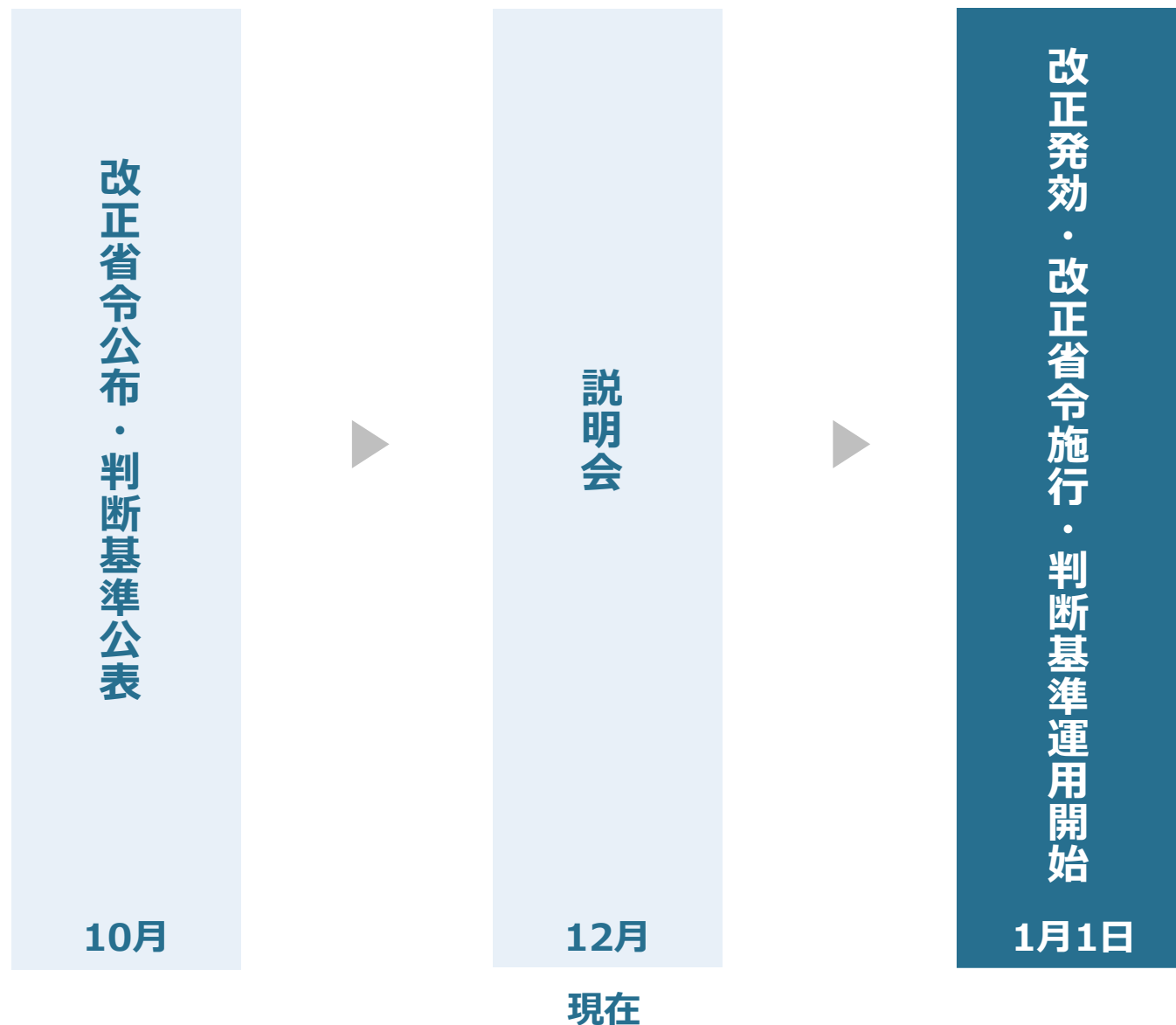
2. e-waste改正に伴う範囲省令の改正

3. バーゼル法該非判断基準

4. その他参考情報

- ・不適正な輸出の未遂事例
- ・令和6年度における嚴重注意指導案件

5. 今後の予定



(参考情報) ウェブサイト



- 電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準（本文）
https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/r06basel_law01.pdf
- バーゼル法及び廃棄物処理法に係る事前相談窓口
<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/jizen.html>
- 廃棄物等の輸出入の手続きに関する資料
<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/index3.html>

